



幹本
申5号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れを行う！

中央本部は、4月8日、幹本申5号を申し入れました。

36協定については、この間労使で厳しい議論を積み上げ、長時間労働の是正、時間外労働の削減や適正な労働時間管理を行っていくことを労使の共通認識として取り組んできました。さらに「働き方改革関連法」に基づく労働基準法の改正・施行に際し、法改正の内容・趣旨を理解し遵守できる体制を確立し、健全な職場環境の構築を目指してきました。

「新幹線統括本部」発足以降発生している諸課題について、職場で苦闘する組合員の声を踏まえ問題解決に向けて取り組んできましたが、昨年は、台風15号と19号によって輸送障害や設備への被害が多く発生し、その対応や復旧において新たな課題も発生する中、早期復旧に向けて奮闘してきました。

昨年度の課題を明確にして、解決に向けた検証議論をもとに、時間外労働の削減と適正な労働時間管理の徹底により「安全・健康・ゆとり・働きがいある」職場の構築を目指すべく、団体交渉を行っていきます！

1. 2018年度および2019年度の新幹線統括本部内における、系統ごとの時間外労働月別平均時間及び、年次有給休暇の取得日数・失効日数を明らかにすること。
2. 2018年度および2019年度の盛岡新幹線運輸区車掌、運転士、事務職、管理職別の時間外労働月別平均時間及び、年次有給休暇の取得日数・失効日数を明らかにすること。
3. 盛岡新幹線運輸区における2020年4月1日現在の、現在員数及び休職者数について車掌、運転士別に明らかにすること。
4. 盛岡新幹線運輸区における、在宅休養時間の確保不足及び、休日勤務の指定について発生した実態を把握し、課題を明らかにした上での対策を講じること。
5. 2019年に連続して発生した台風の対応における課題を明らかにし、対策を講じること。
6. 2019年4月1日改正労働基準法の施行後の課題を明らかにすること。
7. 過半数代表者選出にあたっては、公正かつ納得感のある選挙手続きを行うこと。
8. 問題が発生した場合は、早期解決に向け真摯に労使議論を行うことを前提とし、2020年5月1日以降の協定有効期間については、2020年5月1日から2021年4月30日までの一年間とすること。